

(証券コード6303)

2022年6月7日

株 主 各 位

大阪市西淀川区御幣島六丁目7番5号

(本社事務所 大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号)

株式会社 ササクラ

取締役社長 笹 倉 敏 彦

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会は、次頁にご案内しております内容で開催させていただくことにいたしました。株主の皆様には、可能な限り、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面による議決権の事前行使をご活用いただきますようお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月23日（木曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市西淀川区竹島四丁目5番30号
株式会社ササクラ テクノプラザ 4階研修室
(詳細は末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

新型コロナウイルス感染拡大防止について

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会会場におきましては、密閉、密集、密接の3つの密を最小限にする目的で次の対策をとらせていただきます。ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

【全 般】

1. 風邪の症状や発熱がある方は、ご入場をお断りさせていただきます。
2. アルコール消毒液を準備しておりますので、手指の消毒をお願いいたします。
3. マスクの着用をお願いいたします。
4. 当社の役員および関係者はマスクを着用しております。また、会場はビニールカーテンやパーティションを設置している場合がございます。

【株主総会会場および株主総会の進め方】

1. 会場は、換気のために窓と扉は開放状態とし、株主席は間隔をあけて配置させていただきます。そのため、座席数が限定されることから、会場に入れない場合がございます。
2. ご質問、ご発言の際は、議長の指示に従っていただき、所定の位置まで移動をお願いいたします。
3. その他、上記記載内容に変更等が生じた場合は、当社ウェブサイトにご案内させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場にご持参くださいませうようお願い申し上げます。

◎添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sasakura.co.jp>) に掲載させていただきます。

添付書類 事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（以下、「当期」という）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、大企業の製造業を中心に海外経済の回復にともなう輸出の増加などを背景に、企業の設備投資は底堅く推移しました。しかしながら、原材料価格の上昇や半導体供給不足に加え、ロシアのウクライナ軍事侵攻に起因する世界的な食料と燃料価格の上昇、金融不安の再発など紛争による経済的影響により、先行きは一層不透明さが増して行くものと予想されます。

このような状況の中、当社グループは、2019年度を初年度とする中期経営計画に基づき、業務の改革と生産性向上を通じて、お客様の期待に応える企業を目指しており、当期における受注高は114億29百万円（前期比4.6%増）となりました。しかしながら、前期の受注低迷が影響し、売上高は101億82百万円（同14.7%減）、受注残高は133億51百万円（同41.5%増）となりました。

損益面につきましては、国内工場での生産能力向上にともなう工場稼働率改善やコスト削減により採算性は向上したものの、サウジアラビアやインドネシアの現地法人における新型コロナウイルスによる業績回復の遅れから、営業利益は5億52百万円（同30.8%減）となり、経常利益は7億25百万円（同21.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億55百万円（同3.7%減）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当期の期首から適用しています。詳細は、連結注記表の「会計方針の変更に関する注記（収益認識に関する会計基準等の適用）」に記載のとおりです。

各事業の状況につきましては、次のとおりです。

【船舶用機器事業】新型コロナウイルスによる巣ごもり需要、海外港湾事業の混乱に各国政府の規制緩和が加わり、世界的な貿易量の増加により海運市況が好転し、世界の新造船受注量が増加に転じた影響を受け、受注高は23億27百万円（同7.4%増）と増加したものの、前期の受注減が影響し、売上高は20億82百万円（同1.9%減）、営業利益は1億31百万円（同50.6%減）、受注残高は13億12百万円（同22.9%増）となりました。

【陸上用機器事業】都市ごみ焼却プラント市場は堅調に推移していたものの、遅れていた同市場向け空冷式熱交換器の受注については、当期末に大口案件の受注が確保できたことから、受注高は24億44百万円（同29.0%増）となりました。売上高は新型コロナウイルス感染拡大により、インドネシア国内経済が停滞した影響を受け24億29百万円（同29.5%減）となり、営業利益は48百万円（同76.8%減）、受注残高は40億19百万円（同17.7%増）となりました。

【水処理装置事業】世界的な半導体需要拡大を受け、中国・台湾半導体業界に対する原材料メーカー向け蒸発濃縮装置の需要が増加したものの、前期にあったような大型受注が無かったことや、中東における海水淡水化装置の受注低迷が続いている影響で、受注高は39億57百万円（同8.3%減）と減少し、売上高は30億15百万円（同20.6%減）、営業損益は81百万円の損失（前期は46百万円の利益）、受注残高は61億49百万円（前期比96.7%増）となりました。なお、中東における事業の低迷を受け、本年3月をもって当社バーレーン支店を閉鎖しました。

【消音冷熱装置事業】データセンター向けや都市ごみ焼却プラント向け騒音防止装置の受注が好調に推移したことから、受注高は26億86百万円（同6.1%増）、売上高は26億41百万円（同3.6%増）となりました。営業利益は好採算案件の売上計上により4億43百万円（同67.4%増）と増加し、受注残高は18億69百万円（同2.5%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期における設備投資の総額は96百万円（リース資産除く）で、その主な内容は、既存設備の改修、更新等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルスの感染者数減少を受け、長らく落ち込んでいた個人消費の回復が期待される一方、ロシアのウクライナ軍事侵攻に起因する資源価格・原材料価格等の上昇がインフレを加速し、その抑制に向けた各国の利上げによる経済の冷え込みや、中国国内の「ゼロコロナ」政策によるロックダウンが中国経済の成長の足かせになるなど、世界的規模で経済の減速が懸念され、先行き不透明な状態が継続するものと予想されます。

当社グループといたしましては、先行き不透明な状況下においても、「水を造り、熱を活かし、音を究め、よりよい環境をつくる。」という当社グループの企業テーマに基づき、利益の確保に努め、社会に貢献してまいります。とりわけ、日本政府が掲げている、2030年度温室効果ガス排出2013年度比46%削減実現を目指し、カーボンニュートラル社会の実現を軸とした「新中期経営計画」を策定してまいります。その実現のために、当社グループは総力をあげて、お客様の温室効果ガス排出量削減、脱炭素社会の実現に資する製品やシステム開発に尽力してまいります。また、自社におけるカーボンニュートラルの達成や次世代情報基盤の構築に向けた投資を積極的に行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

項 目 \ 期 別	2018年度 第72期	2019年度 第73期	2020年度 第74期	2021年度 第75期 (当 期)
受 注 高	13,157	11,424	10,921	11,429
売 上 高	25,307	11,796	11,931	10,182
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,306	94	576	555
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	426円30銭	30円97銭	188円04銭	181円46銭
総 資 産	31,733	29,635	28,634	30,112
純 資 産	21,117	20,864	21,123	22,241

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社笹興で、親会社は当社の株式を1,319千株（出資比率43.10%）保有しています。また、当社の代表取締役社長の笹倉敏彦が親会社の代表取締役社長を、当社の代表取締役副社長の笹倉慎太郎が親会社の取締役を兼務しており、当社の一部の損害保険契約等の代理店業務を親会社が行っています。なお、親会社と締結している重要な財務および事業の方針に関する契約等はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 笹倉サービスセンター	250百万円	100.0%	船舶用海水淡水化装置などの製造販売
株式会社 ササクラ・エーイー	20百万円	100.0%	騒音防止機器および空調機器の設計、製造、販売および施工
P. T. SASAKURA INDONESIA	62,937百万 インドネシアルピア	93.3%	海水淡水化装置、熱交換器、タンクなどの製造販売
SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY	2百万 サウジアラビアリアル	100.0%	海水淡水化装置の販売、機能回復・延命工事の施工
台湾笹倉貿易股份有限公司	40百万台湾ドル	90.0%	蒸発濃縮装置および関連機器の販売
上海ササクラ環保科技有限公司	8百万人民元	100.0%	蒸発濃縮装置および関連機器の販売

- (注)1. 2021年10月1日を効力発生日として、株式会社ササクラ・エーイーと株式会社ササクラ・アルク・エーイーは合併し、株式会社ササクラ・エーイーが、株式会社ササクラ・アルク・エーイーの権利義務全部を承継して存続し、株式会社ササクラ・アルク・エーイーは、解散いたしました。
2. 上海ササクラ環保科技有限公司の株式は、台湾笹倉貿易股份有限公司を通じての間接所有となっています。
3. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

下記製品の製造および販売等を主要な事業内容としています。

部門	区分	主要な製品および事業
船舶用機器		船舶用海水淡水化装置、熱交換器、汚水処理装置、油水分離器、LNG船用超低温バタフライ弁等
陸上用機器		空冷式熱交換器、超低温バタフライ弁、ヒートパイプ式冷却ロール等
水処理装置		蒸発濃縮装置、陸上用海水淡水化装置、逆浸透水処理装置等
消音冷熱装置		騒音防止装置、放射空調システム等
その他		駐車場経営等

(8) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号 (登記上の本店所在地 大阪市西淀川区御幣島六丁目7番5号)
東京支社	東京都中央区
竹島工場	大阪市西淀川区
歌島工場	大阪市西淀川区
小野田工場	山口県山陽小野田市

② 子 会 社

名 称	所 在 地
株式会社 笹倉サービスセンター	大阪市西淀川区
株式会社 ササクラ・エーイー	大阪市西淀川区
P. T. SASAKURA INDONESIA	インドネシア共和国
SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY	サウジアラビア王国
台灣 笹倉貿易股份有限公司	台湾
上海ササクラ環保科技有限公司	中華人民共和国

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
473名	14名増

(注) 従業員数には、取締役、監査役、執行役員、顧問、臨時従業員（期間契約社員）は含まれていません。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	US\$12,950,000.00

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(12) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(13) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(14) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(15) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 13,531,400株 |
| (2) 発行済株式の総数
（うち、自己株式の数） | 3,113,800株
52,539株 |
| (3) 株主数 | 935名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 笹 興	1,319	43.10
光 通 信 株 式 会 社	207	6.77
株 式 会 社 エ ス ケ イ 産 業	160	5.23
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	152	4.99
笹 倉 敏 彦	141	4.62
笹 倉 由 紀 子	125	4.10
上 田 聖 子	60	1.99
サ サ ク ラ 従 業 員 持 株 会	43	1.42
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	35	1.17
株 式 会 社 日 阪 製 作 所	29	0.97

(注)1. 当社は、自己株式を保有していますが、上記大株主からは除外しています。

2. 上記表中の持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を除いた数に基づき、算出しています。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役	1,493株	4名

(注) 社外取締役には株式報酬は交付していません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、政策保有株式の縮小の推進、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を決議し、次のとおり取得しました。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	8,400株
取得価額	20,563,200円
取得日	2021年5月14日
取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3)による買付け

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	笹 倉 敏 彦		株式会社笹興 代表取締役社長 株式会社エスケイ産業 代表取締役社長 SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY 取締役会長 台湾篠倉貿易股份有限公司 董事長兼会長 上海ササクラ環保科技有限公司 董事兼副会長
代表取締役副社長	笹 倉 慎太郎		株式会社笹興 取締役 株式会社笹倉サービスセンター 取締役 株式会社ササクラ・エーイー 取締役 株式会社エスケイ産業 取締役 P. T. SASAKURA INDONESIA 監査役 台湾篠倉貿易股份有限公司 監事 上海ササクラ環保科技有限公司 監事
常 務 取 締 役	塩 見 裕	研究開発部管掌 東京支社長	株式会社笹倉サービスセンター 取締役 P. T. SASAKURA INDONESIA 取締役
取 締 役	吉 居 泰 敏		株式会社ササクラ・エーイー 代表取締役社長
取 締 役	藤 澤 武 史		関西学院大学商学部 教授
取 締 役	三 宅 孝 典		関西大学環境都市工学部 教授
常 勤 監 査 役	宮 下 博 之		
監 査 役	川 村 真 文		弁護士 シンプリラル法律事務所 代表
監 査 役	山 田 和 民		公認会計士、税理士 山田和民公認会計士税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役藤澤武史および三宅孝典は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。
2. 監査役川村真文および山田和民は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。
3. 監査役山田和民は、公認会計士ならびに税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき、非業務執行取締役および各監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1百万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で2021年6月以降の取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しています。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されないなどの免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料の負担割合は、概ね会社が9割、被保険者が1割負担としています。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という）を定めており、その概要は次のとおりです。

取締役の報酬等は、基本報酬、株式報酬、賞与で構成されています。

基本報酬は、業績連動報酬を採用しない月例固定報酬とします。その算出は、常勤・非常勤別、経験、会社への貢献度合をもとに、また業界の標準報酬額等を参考に役位別基本報酬額を設定し、加えて過年度ならびに現在進行期の会社業績や経営内容、経済情勢等を総合的に勘案して行います。業績低迷の場合は、取締役会の承認決議を得て、期初もしくは期中において一時的に各取締役の基本報酬の一部カットを実施する場合があります。

非金銭報酬等の株式報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、対象者は社外取締役を除く取締役としています。報酬枠の条件は年額50百万円以内、株式総数は当社普通株式年20,000株以内と株主総会で決議しました。また、配分方法は、対象取締役の年間基本報酬額に対し、5%を基準に0から10%相当の範囲内で株式付与することとしており、具体的な支給時期および配分は取締役会にて決定します。

業績連動報酬等の賞与は、株主総会での承認決議を必要としますが、賞与の支給を行う場合は原則7月としています。業績連動報酬に係る業績指標は、企業の収益力や企業価値を評価する基準として、当事業年度の営業利益、経常利益、当期純利益を採用し、株主配当、従業員賞与基準、役員賞与支給実績などを総合的に勘案して立案いたします。立案した賞与支給総額および役員個々の評価配分額の決定は、取締役会の承認決議をもって行います。

決定方針の決定方法は、これまでに採用してきた方針に基づいて、第三者意見を参考に総務部が立案し、2021年2月10日開催の取締役会で決定しました。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、取締役会より委任を受けた代表取締役社長より説明を受け、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しています。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2011年6月29日開催の第64期定時株主総会にて、年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の第72期定時株主総会にて、株式報酬の額は年額50百万円以内、株式総数は当社普通株式年20,000株以内（社外取締役を除く）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2011年6月29日開催の第64期定時株主総会にて、年額80百万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

2021年2月10日開催の取締役会にて代表取締役社長の笹倉敏彦に、取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬額の決定と賞与支給時における賞与支給総額および役員個々の評価配分額の原案決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の職務執行評価を行うには代表取締役社長が最も適任であると判断したためです。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬 (固定報酬)	非金銭報酬等 (株式報酬)	業績連動報酬等 (賞与)	
取締役	76	65	3	7	6
(うち社外取締役)	(7)	(6)	(-)	(0)	(2)
監査役	20	18	-	2	3
(うち社外監査役)	(7)	(6)	(-)	(0)	(2)
合計	96	83	3	9	9

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれていません。
 2. 非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しています。
 3. 業績連動報酬等の額は、本総会にて決議予定の役員賞与9百万円を記載しています。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当社の企業価値の持続的向上を図るため、取締役の業績向上に対する意欲と成果に報いるために、株主総会の承認決議を得て、業績連動報酬等の賞与を原則7月に支給することがあります。本総会にて前述の「④取締役および監査役の報酬等の額」に記載の業績連動報酬等の賞与を決議予定ですが、業績連動報酬に係る業績指標である、当事業年度の当社の営業利益は200百万円、経常利益は426百万円、当期純利益は200百万円でした。

⑥ 非金銭報酬等の内容

社外取締役を除く取締役に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を進めることを目的として株式報酬を交付しています。当該株式報酬の交付状況は前述の「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 藤澤武史

1) 重要な兼職先と当社との関係

関西学院大学商学部教授であり、同大学と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

2) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要と当事業年度における主な活動状況

社外取締役である藤澤武史には、関西学院大学商学部教授ならびに商学博士として、マーケティング分野における専門的な知識と豊富な経験を活かし、学術的見地と独立した客観的な立場から、当社の取締役会をはじめとする重要会議において提言を行い、議論の質の向上に努め、適正な意思決定や監督機能等の役割を期待しています。

当事業年度において藤澤武史は、取締役会（8回）の全てに出席し、主に当社製品の受注活動にともなう市場環境や市場動向等について、適宜質問や提言を行いました。また、当社研究開発報告会に出席し、研究開発製品に対して積極的に質問を行うなど、議論の質の向上や監督機能等の役割に貢献しました。さらに、役員と営業職員を中心とした社内マーケティングセミナーを5回開催し、マーケティング理論を踏まえた営業戦略等の見直しと提案を行いました。

② 取締役 三宅孝典

1) 重要な兼職先と当社との関係

関西大学環境都市工学部教授であり、同大学と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

2) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要と当事業年度における主な活動状況

社外取締役である三宅孝典には、関西大学環境都市工学部教授ならびに工学博士として、また、一般企業の研究員として勤務した経験から、技術的分野における専門的知識と豊富な経験を活かし、学術的見地と独立した客観的な立場から、当社の取締役会をはじめとする重要会議において提言を行い、議論の質の向上に努め、適正な意思決定や監督機能等の役割を期待しています。

当事業年度において三宅孝典は、取締役会（8回）の全てに出席し、主に当社製品の技術的課題に対して、適宜質問や提言を行いました。また、当社研究開発報告会に出席し、研究開発製品に対して積極的に質問を行うなど、議論の質の向上や監督機能等の役割に貢献しました。

③ 監査役 川村真文

- 1) 重要な兼職先と当社との関係
シンプル法律事務所代表であり、同事務所と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。
- 2) 当事業年度における主な活動状況
 - (ア) 取締役会への出席状況および発言状況
当事業年度に開催した取締役会（8回）の全てに出席し、主に法務的な見地から決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べています。
 - (イ) 監査役会への出席状況および発言状況
当事業年度に開催した監査役会（8回）の全てに出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べています。

④ 監査役 山田和民

- 1) 重要な兼職先と当社との関係
山田和民公認会計士税理士事務所代表であり、同事務所と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。
- 2) 当事業年度における主な活動状況
 - (ア) 取締役会への出席状況および発言状況
当事業年度に開催した取締役会（8回）の全てに出席し、主に税務または財務的な見地から決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べています。
 - (イ) 監査役会への出席状況および発言状況
当事業年度に開催した監査役会（8回）の全てに出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	23百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
合計	23百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23百万円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく会計監査人としての監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計金額を記載しています。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当該事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 子会社の監査の状況

当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、公認会計士法および監査基準に照らして会計監査人に適格性または信頼性等において問題があると判断したときは、監査役の過半数をもって会計監査人を再任せず、他の適切な会計監査人候補者を選定し、その選任および不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が解任の旨およびその理由を報告します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき、会計監査人との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金30百万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会が、繰り返しその精神を役員（執行役員を含む。以下同様）および使用人に伝えることにより、法令および定款遵守が、あらゆる企業活動の基本であることを徹底するとともに、内部統制委員会が中心となり、対象となる法令、関係する部署、監視方法等について整備し、継続して改善に努めています。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る主たる情報は文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という）に記録し、所管部署が文書管理規程に定める保存期間、管理の要領に従って保管・管理しています。当該文書等の機密保持に留意するとともに、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる体制になっています。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社ならびに当社の企業集団を取り巻く主要なリスクについては、職務決裁権限規程、内部情報管理規程、経理規程、品質管理規程、PL管理規程、売上債権管理規程、発注先与信管理規程、情報システム管理規程等により定められた手続きに基づき、所管部署がリスク管理を行っています。監査部門は内部監査規程等に基づいて、リスク管理の実施状況をモニタリングし、リスク管理の徹底を図っています。また、災害等の危機発生時においては、危機管理マニュアルに基づいて適切に対応することになっています。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度、業務分掌規程、職務決裁権限規程、予算管理規程等により、取締役および執行役員の職務権限を明確に定め、中期経営計画および年度総合予算を実現するために、事業年度ごとに取締役会において各部門の数値目標を定め、執行役員はその目標に向かって効率的な達成の方法を定めて実行しています。また定例取締役会において、必要に応じて執行役員に進捗状況を報告させ、取締役会はそれをレビューし、必要に応じて改善を行っています。さらに内部統制委員会により業務の有効性と効率性に関する内部監査システムを構築する等、会社の組織機構、委員会の設置等についても常に情勢を勘案し、必要に応じて改廃を行っています。これらにより目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築しています。

- (5) **当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程等に基づいて、当社の取締役、執行役員および使用人を子会社に取締役、監査役として派遣して企業集団としての業務の適正を確保しています。さらに子会社との適正な関係を維持することに努めるとともに、子会社においてもその特性に応じた内部統制システムを構築しています。
- ① **子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
当社は、子会社の役員の職務の執行に関して必要と認める事項について、関係会社管理規程に基づいて、子会社の経営責任者から申告を受け、当社の取締役会の審査・承認を得る体制を構築しています。
- ② **子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
当社の子会社の業務執行ならびにリスク管理については、それぞれの子会社の関連する社内規程ならびに当社の関係会社管理規程、内部通報規程に基づき報告され、必要に応じて当社の取締役会の審査・承認を得る体制を構築しています。また、子会社に対する会計監査または業務監査は、子会社および当社の監査役、ならびに当社の会計監査人が行っています。
- ③ **子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
子会社が安定した企業経営を目指し、効率的に会社の経営目標を達成できるよう、当社は関係会社管理規程に基づいて、管理、指導を行う体制を構築しています。
- ④ **子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制**
子会社が当社の経営理念に基づく経営方針を尊重し、法令および定款を遵守することで、安定した企業経営を目指すよう、当社は関係会社管理規程に基づいて管理、指導しています。また、子会社は、その特性に応じた内部統制システムを通じて、職務の執行が法令および定款に適合する体制を構築しています。
- (6) **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査役は職務を補助する組織を監査室とし、監査室員は監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関しては取締役の指揮命令は受けません。監査室に関する人事・組織の変更については、事前に監査役と意見交換し、監査役の意見を尊重することになっています。さらに、監査室員の監査の実効性を高め、監査職務を円滑に執行できる体制を整備するよう、監査役は当社の取締役または取締役会に要請できる体制となっています。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役、執行役員または使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社および当社の企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびその内容等をすみやかに報告するものとしています。報告の主要項目および方法（報告者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定しています。

② 子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

内部通報規程に基づき、当社およびその子会社からなる企業集団において、役員および使用人が、他の役員または使用人のコンプライアンスに反する行為を知ったときは、速やかに当社に設置された内部統制委員会に内部通報し、当社の内部統制委員会は必要に応じて当社の監査役に報告するものとしています。

③ 前号で報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の内部通報規程に基づき、前号に記載した当社およびその子会社からなる企業集団の役員および使用人、さらには取引先等の社外関係者から通報を受けた場合でも、外部通報者が所属する会社または団体およびその通報者に対してもしも不利な取扱いをしてはならないものと定めています。

(8) 当社の監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針

監査役監査規程に基づき、監査役会は職務の執行に必要なと認める費用について、あらかじめ予算を当社に提示し、監査役は緊急または臨時に支出した費用について、当社から前払いまたは償還を受けることができる方針となっています。

(9) その他当社の監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査規程に基づき、監査役会と当社の代表取締役社長および各取締役との間において定期的な意見交換会を開催し、監査役の実効性向上に資する体制となっています。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役職務の執行について

当事業年度において取締役会を8回開催し、法令規則の改正や社会情勢などを勘案し、必要に応じて職務決裁権限規程ほか関連規程の制定または改定を行っています。また、取締役が法令の遵守、定款ならびに経営理念に添って行動するよう徹底しています。

② 監査役の職務の執行について

社外監査役を含む監査役は、監査役会に定めた監査計画に基づき、監査を実施しており、各監査役と取締役との面談を原則年2回実施しています。また、取締役会への出席、代表取締役、会計監査人ならびに監査室との間で適宜情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しています。なお、当事業年度において監査役会を8回開催しており、監査役が職務執行上において必要な費用は、当社が負担しています。

③ 内部監査の実施について

監査室は、監査計画に基づき、内部監査を実施し、取締役会に報告書を提出しています。

④ 財務報告に係る内部統制について

監査室は、監査計画に基づき、内部統制評価を実施し、評価結果を取締役会および監査役会に報告しています。

7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況について

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、コンプライアンスの観点から、毅然とした態度で組織的に対応することで、取引関係を含めた一切の関係を遮断し、あらゆる要求を排除します。

対応統括部署を総務部とし、不当要求への対応、不当要求情報の収集・管理等の業務を行うほか、各事業部からの相談に応じるとともに、警察当局、地域の企業防衛対策協議会や顧問弁護士と連絡を密にし、従業員への徹底を図ることで、社会正義の確保に努めています。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	24,216	流 動 負 債	5,593
現金及び預金	9,216	支払手形及び買掛金	1,394
受取手形、売掛金及び契約資産	9,668	1年内返済予定の長期借入金	954
製 品	9	リ ー ス 債 務	25
仕 掛 品	4,148	未 払 費 用	198
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	545	未 払 法 人 税 等	171
前 渡 金	152	前 受 金	1,713
前 払 費 用	56	賞 与 引 当 金	325
そ の 他	423	役 員 賞 与 引 当 金	18
貸 倒 引 当 金	△3	工 事 補 償 等 引 当 金	235
		受 注 損 失 引 当 金	99
		そ の 他	456
固 定 資 産	5,895	固 定 負 債	2,277
有 形 固 定 資 産	3,488	長 期 借 入 金	630
建 物 及 び 構 築 物	1,398	リ ー ス 債 務	48
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	252	繰 延 税 負 債	144
工 具、器 具 及 び 備 品	30	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,306
土 地	1,738	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	28
リ ー ス 資 産	57	長 期 未 払 金	107
建 設 仮 勘 定	10	資 産 除 去 債 務	12
		負 債 合 計	7,870
無 形 固 定 資 産	46	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	34	株 主 資 本	21,166
そ の 他	12	資 本 金	2,220
		資 本 剰 余 金	1,409
		利 益 剰 余 金	17,696
		自 己 株 式	△159
投 資 其 他 の 資 産	2,360	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,018
投 資 有 価 証 券	2,133	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	710
長 期 前 払 費 用	27	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△14
繰 延 税 金	153	為 替 換 算 調 整 勘 定	323
そ の 他	68	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1
貸 倒 引 当 金	△21		
		非 支 配 株 主 持 分	56
		純 資 産 合 計	22,241
資 産 合 計	30,112	負 債 純 資 産 合 計	30,112

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		10,182
売上原価		7,205
売上総利益		2,977
販売費及び一般管理費		2,424
営業利益		552
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	40	
為替差益	146	
その他の	25	215
営業外費用		
支払利息	41	
その他	0	42
経常利益		725
特別利益		
投資有価証券売却益	37	
固定資産売却益	1	38
特別損失		
固定資産除却損	1	1
税金等調整前当期純利益		762
法人税、住民税及び事業税		239
法人税等調整額		△47
当期純利益		570
非支配株主に帰属する当期純利益		14
親会社株主に帰属する当期純利益		555

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,220	1,410	17,506	△143	20,993
会計方針の変更による累積的影響額			△242		△242
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,220	1,410	17,263	△143	20,751
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△122		△122
親会社株主に帰属する当期純利益			555		555
自己株式の取得				△20	△20
自己株式の処分		△0		4	3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△0	432	△16	415
当 期 末 残 高	2,220	1,409	17,696	△159	21,166

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	571	△5	△467	△5	92	36	21,123
会計方針の変更による累積的影響額							△242
会計方針の変更を反映した当期首残高	571	△5	△467	△5	92	36	20,880
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△122
親会社株主に帰属する当期純利益							555
自己株式の取得							△20
自己株式の処分							3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	139	△8	791	3	925	19	945
当 期 変 動 額 合 計	139	△8	791	3	925	19	1,361
当 期 末 残 高	710	△14	323	△1	1,018	56	22,241

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

- ・株式会社笹倉サービスセンター
- ・株式会社サクラ・エーイー
- ・P. T. SASAKURA INDONESIA
- ・SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY
- ・台湾篠倉貿易股份有限公司
- ・上海サクラ環保科技有限公司

前連結会計年度において連結子会社であった株式会社サクラ・アルク・エーイーは、2021年10月1日付で株式会社サクラ・エーイーを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除いております。

(2) 非連結子会社の名称

- ・SASAKURA INTERNATIONAL (H. K.) CO., LTD.

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

- ・SASAKURA INTERNATIONAL (H. K.) CO., LTD.

(2) 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

2. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。

- ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる債権及び債務

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

1. 仕掛品 個別法
2. 原材料 先入先出法
3. 貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定率法によっております。

ただし、当社および国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

1. 一般債権

貸倒実績率法によっております。

2. 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

④ 工事補償等引当金

販売済製品に対する無償修理費用と追加工事費用等の支出に備えるため、それぞれ過去の実績に基づき売上高に一定割合を乗じて計算した額のほか、個別見積りにより計上しております。

⑤ 受注損失引当金

受注製品の売上計上時の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注製品のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、連結会計年度末時点で当該損失額を合理的に見積ることができ受注製品について、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

- ⑥ 役員退職慰労引当金
 役員退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法については、主に発生連結会計年度で一括償却しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
 当社グループは、主に、船舶用機器、陸上用機器、水処理装置、消音冷熱装置等の製造および販売を行っております。
- ① 製品の販売
 製品の販売については、原則として顧客に製品を引き渡した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しております。具体的には、国内取引においては出荷時から製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合は、出荷時に収益を認識しております。また、輸取出引においては輸出の取引条件によりリスクが顧客に移転する時点で収益を認識しております。製品の販売に据付および試運転調整を伴う場合は、据付および試運転調整が完了した時点で収益を認識しております。
- ② 工事契約
 一部の連結子会社における工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。
- (6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
 なお、在外子会社等の資産および負債、収益および費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
 繰延ヘッジ処理によっております。
 ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|---------|-----------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
| 為替予約 | 外貨建金銭債権債務 |
| 金利スワップ | 借入金 |
- ③ ヘッジ方針
 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で、為替予約取引を行い通常の外貨建営業取引の実績を踏まえ、外貨建金銭債権債務および成約高の範囲内で行うこととしております。また、金融機関からの借入金について、金利変動によるリスクを回避するため、金利ス

ワップ取引を利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、一部の取引について、従来、別個の取引として識別していた製品の引渡しと当該製品の据付および試運転調整を単一の履行義務として識別し、据付および試運転調整が完了した時点で収益を認識する方法に変更しております。また、販売手数料等の顧客に支払われる対価については、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が2百万円増加し、売上原価は13百万円増加し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益がそれぞれ12百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は2億42百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当連結会計年度に係る連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

サウジアラビア向け海水淡水化プラントに係る売掛金に対する貸倒引当金 一百万円

受取手形、売掛金及び契約資産には、連結子会社であるSASAKURA MIDDLE EAST COMPANYが2019年3月期に売上計上したサウジアラビア向け海水淡水化プラントに係る売掛金5,938百万円が含まれております。当該売掛金の回収期間は工事検収後60カ月となっており、さらに、売掛金の回収期間中において、1カ月間の生産淡水量が基準値を下回る場合には、支払期限がその期間延期される旨の条件が付されて

おります。

この条件が付されていることにより、将来において1カ月間の生産淡水量が基準値を下回った場合には、売掛金の回収期間は当初当社が想定した回収期間よりその期間延長されることとなるという潜在的なリスクが存在します。当該リスクに対し、回収可能性の判断に基づき入金可能な時期と金額を反映した将来キャッシュ・フローの見積りを行った上でこれを割り引き、貸倒引当金の計上要否を検討しております。

当連結会計年度においては、当該売掛金に係る貸倒引当金の計上は不要と判断しておりますが、今後の生産淡水量の状況変化などにより売掛金の回収期間が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

受取手形	1,582百万円
売掛金	7,986百万円
契約資産	99百万円

2. 担保資産

担保に供している資産（帳簿価額）

（工場財団）

建物及び構築物	472百万円
土地	501百万円
計	974百万円

上記資産には、根抵当権を設定しておりますが、対応する債務はありません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 8,061百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	3,113,800株
------	------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2021年6月24日開催の第74期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	122百万円
・1株当たり配当額	40円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月23日開催予定の第75期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	122百万円
・1株当たり配当額	40円
・基準日	2022年3月31日
・効力発生日	2022年6月24日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金を主に自己資金で賄っており、余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。

営業債権である受取手形および売掛金は、各事業部門が取引先の状況を日常の営業活動のなかで常に把握分析し、与信管理表により取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、注意を要する取引先については、受注残等も考慮に入れて総債権額が与信限度額を超えないよう管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握して、保有状況を継続的に見直しております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）であり、金利変動リスクに対して、金利スワップ取引により支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての預金や営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨オプションや先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項（7）重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 売掛金	7,986	7,972	△14
(2) 有価証券および投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	403	391	△11
② その他有価証券	1,716	1,716	—
資産 計	10,106	10,080	△25
(1) 長期借入金	1,585	1,583	△1
負債 計	1,585	1,583	△1
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されているもの	△14	△14	—
デリバティブ取引 計	△14	△14	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）「現金及び預金」「受取手形」「支払手形及び買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(2) 有価証券および投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	12

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発的な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券および投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	391	—	391
其他有価証券				
株式	1,716	—	—	1,716
資産計	1,716	391	—	2,108
デリバティブ取引				
通貨関連	—	14	—	14
負債計	—	14	—	14

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	7,972	—	7,972
資産計	—	7,972	—	7,972
長期借入金	—	1,583	—	1,583
負債計	—	1,583	—	1,583

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・投資有価証券

上場株式および社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社グループが保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

・デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

・売掛金

売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	船舶用 機器事業	陸上用 機器事業	水処理 装置事業	消音冷却 装置事業	計		
船舶用海水淡水化装置他	2,082	—	—	—	2,082	—	2,082
空冷式熱交換器他	—	2,429	—	—	2,429	—	2,429
蒸発濃縮装置他	—	—	2,834	—	2,834	—	2,834
陸上用海水淡水化装置他	—	—	181	—	181	—	181
騒音防止装置他	—	—	—	2,414	2,414	—	2,414
水冷媒放射空調システム他	—	—	—	226	226	—	226
顧客との契約から生じる収益	2,082	2,429	3,015	2,641	10,169	—	10,169
その他の収益	—	—	—	—	—	13	13
外部顧客への売上高	2,082	2,429	3,015	2,641	10,169	13	10,182

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、賃貸借事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

- (1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	9,568
契約資産	99
契約負債	1,713

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであり、流動負債の「前受金」に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,355百万円です。

- (2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	6,920
1年超	6,431
合計	13,351

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 7,247円12銭
2. 1株当たり当期純利益 181円46銭

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	18,723	流 動 負 債	4,378
現 金 及 び 預 金	7,311	支 払 手 形	392
受 取 手 形	1,100	買 掛 金	726
売 掛 金	4,975	1年内返済予定の長期借入金	954
仕 掛 品	3,774	リ ー ス 債 務	25
材 料 及 び 貯 蔵 品	279	未 払 金	274
前 渡 金	19	未 払 費 用	79
前 払 費 用	43	未 払 法 人 税 等	21
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	954	前 受 り 金	1,209
そ の 他	264	預 り 金	35
貸 倒 引 当 金	△0	賞 与 引 当 金	251
		役 員 賞 与 引 当 金	9
		工 事 補 償 等 引 当 金	210
		受 注 損 失 引 当 金	99
		そ の 他	89
固 定 資 産	8,017	固 定 負 債	1,889
有 形 固 定 資 産	2,888	長 期 借 入 金	630
建 物	1,050	リ ー ス 債 務	47
構 築 物	75	繰 延 税 負 債	142
機 械 及 び 装 置	207	退 職 給 付 引 当 金	955
車 両 運 搬 具	1	長 期 未 払 金 務	107
工 具、器 具 及 び 備 品	22	資 産 除 去 債 務	6
土 地	1,491	負 債 合 計	6,267
リ ー ス 資 産	39		
建 設 仮 勘 定	0	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	44	株 主 資 本	19,776
ソ フ ト ウ エ ア	5	資 本 本 金	2,220
リ ー ス 資 産	34	資 本 剰 余 金	1,438
電 話 加 入 権	4	資 本 準 備 金	200
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1,238
投 資 そ の 他 の 資 産	5,084	利 益 剰 余 金	16,277
投 資 有 価 証 券	1,729	利 益 準 備 金	555
関 係 会 社 株 式	2,085	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,722
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,223	研 究 開 発 積 立 金	200
固 定 化 営 業 債 権	18	別 途 積 立 金	12,360
長 期 前 払 費 用	27	繰 越 利 益 剰 余 金	3,162
そ の 他	22	自 己 株 式	△159
貸 倒 引 当 金	△20	評 価 ・ 換 算 差 額 等	696
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	710
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△14
資 産 合 計	26,740	純 資 産 合 計	20,473
		負 債 純 資 産 合 計	26,740

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		7,137
売上原価		5,636
売上総利益		1,500
販売費及び一般管理費		1,300
営業利益		200
営業外収益		
受取利息	68	
受取配当金	113	
為替差益	64	
その他の	21	266
営業外費用		
支払利息	40	
その他の	0	40
経常利益		426
特別利益		
投資有価証券売却益	37	37
特別損失		
固定資産除却損	1	
関係会社株式評価損	290	292
税引前当期純利益		172
法人税、住民税及び事業税	5	
法人税等調整額	△33	△28
当期純利益		200

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,220	200	1,239	1,439
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,220	200	1,239	1,439
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	△0	△0
当 期 末 残 高	2,220	200	1,238	1,438

	株 主 資 本						株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	
		そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
		研 究 開 発 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	555	200	12,360	3,310	16,425	△143	19,942
会計方針の変更による累積的影響額				△226	△226		△226
会計方針の変更を反映した当期首残高	555	200	12,360	3,084	16,199	△143	19,716
当 期 変 動 額							
剰余金の配当				△122	△122		△122
当 期 純 利 益				200	200		200
自己株式の取得						△20	△20
自己株式の処分						4	3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	77	77	△16	60
当 期 末 残 高	555	200	12,360	3,162	16,277	△159	19,776

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	571	△5	565	20,507
会計方針の変更による累積的影響額				△226
会計方針の変更を反映した当期首残高	571	△5	565	20,281
当期変動額				
剰余金の配当				△122
当期純利益				200
自己株式の取得				△20
自己株式の処分				3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	139	△8	130	130
当期変動額合計	139	△8	130	191
当期末残高	710	△14	696	20,473

（金額は百万円未満の端数を切り捨てております。）

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

① 仕掛品 個別法

② 原材料 先入先出法

③ 貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

① 一般債権

貸倒実績率法によっております。

② 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 工事補償等引当金

販売済製品に対する無償修理費用と追加工事費用等の支出に備えるため、それぞれ過去の実績に基づき売上高に一定割合を乗じて計算した額のほか、個別見積りにより計上しております。

(5) 受注損失引当金

受注製品の売上計上時の損失に備えるため、当事業年度末における受注製品のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、事業年度末時点で当該損失額を合理的に見積ることができる受注製品について、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法については、発生事業年度で一括償却しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に、船舶用機器、陸上用機器、水処理装置、消音冷熱装置等の製造および販売を行っております。製品の販売については、原則として顧客に製品を引き渡した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しております。具体的には、国内取引においては出荷時から製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合は、出荷時に収益を認識しております。また、輸出取引においては輸出の取引条件によりリスクが顧客に移転する時点で収益を認識しております。製品の販売に据付および試運転調整を伴う場合は、据付および試運転調整が完了した時点で収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
為替予約 外貨建金銭債権債務
金利スワップ 借入金

(3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で、為替予約取引を行い通常の外貨建営業取引の実績を踏まえ、外貨建金銭債権債務および成約高の範囲内で行うこととしております。また、金融機関からの借入金について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を採用しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、一部の取引について、従来、別個の取引として識別していた製品の引渡しと当該製品の据付および試運転調整を単一の履行義務として識別し、据付および試運転調整が完了した時点で収益を認識する方法に変更しております。また、販売手数料等の顧客に支払われる対価については、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高が9億11百万円減少し、売上原価は6億79百万円減少し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ2億34百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は2億26百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度に係る計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. サウジアラビア向け海水淡水化プラントに係る売掛金に対する貸倒引当金 一百万円

売掛金には、連結子会社であるSASAKURA MIDDLE EAST COMPANYが2019年3月期に売上計上したサウジアラビア向け海水淡水化プラント案件に関し、当社がSASAKURA MIDDLE EAST COMPANYに対し機器販売を行った取引に係る売掛金3,336百万円が含まれております。当該売掛金の回収は、同社のサウジアラビア向け海水淡水化プラントに係る売掛金の回収に応じて行われます。当該案件に係るSASAKURA MIDDLE EAST COMPANYの売掛金の回収期間は工事検収後60か月となっており、さらに、売掛金の回収期間中において、1か月間の生産淡水量が基準値を下回る場合には、支払期限がその期間延期される旨の条件が付されております。

この条件が付されていることにより、将来において1か月間の生産淡水量が基準値を下回った場合には、売掛金の回収期間は当初当社が想定した回収期間よりその期間延長されることとなるという潜在的なリスクが存在します。当該リスクに対し、回収可能性の判断に基づき入金可能な時期と金額を反映した将来キャッシュ・フローの見積りを行った上でこれを割り引き、貸倒引当金の計上要否を検討しております。

当事業年度においては、当該売掛金に係る貸倒引当金の計上は不要と判断しておりますが、今後の生産淡水量の状況変化などにより売掛金の回収期間が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 関係会社株式 2,085百万円

(うち、SASAKURA MIDDLE EAST COMPANYに対するもの 73百万円)

関係会社長期貸付金(1年内回収予定を含む) 2,177百万円

(うち、SASAKURA MIDDLE EAST COMPANYに対するもの 1,777百万円)

関係会社株式については、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、評価損を計上します。また、関係会社長期貸付金については、関係会社の財務内容により個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額に対して貸倒引当金を計上します。

当社の連結子会社であるSASAKURA MIDDLE EAST COMPANYは当事業年度において実質価額が著しく低下したため、関係会社株式評価損290百万円を計上しております。一方、同社に対する関係会社長期貸付金に係る貸倒引当金は計上しておりません。今後の同社の財政状態の変動によっては、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式評価損を追加計上する可能性や、関係会社長期貸付金に係る貸倒引当金を計上する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産(帳簿価額)

(工場財団)

建物及び構築物	472百万円
土地	501百万円
計	974百万円

上記資産には、根抵当権を設定しておりますが、対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,650百万円

3. 保証債務

下記の会社に係る金融機関からの与信枠に対して、次のとおり債務保証を行っております。

P. T. SASAKURA INDONESIA	7百万円
SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY	335百万円
上海ササクラ環保科技有限公司	125百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	4,435百万円
短期金銭債務	80百万円
長期金銭債権	1,223百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	547百万円
仕入高	624百万円
販売費及び一般管理費	61百万円
営業取引以外の取引高	145百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	52,539株
------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

未払社会保険料	15百万円
未払事業税	5百万円
未払事業所税	1百万円
賞与引当金	77百万円
工事補償等引当金	65百万円
受注損失引当金	19百万円
売上原価否認	107百万円
退職給付引当金	296百万円
長期未払金	33百万円
貸倒引当金	5百万円
関係会社株式評価損	487百万円
その他の有価証券評価損	40百万円
事業構造改善費用	0百万円
繰越欠損金	29百万円
その他	21百万円
評価性引当額	<u>△1,048百万円</u>
繰延税金資産の合計	<u>158百万円</u>

(2) 繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△298百万円
資産除去債務	△1百万円
繰延税金負債の合計	△300百万円
繰延税金負債の純額	△142百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社	子会社
・種類	P. T. SASAKURA INDONESIA
・会社等の名称	62,937百万インドネシアルピア
・資本金または出資金	当社船舶用機器および水処理装置のうち海水淡水化プラントの一部製品の販売代理ならびに当社船舶用機器、陸上用機器および水処理装置の一部製品の外注加工を委託
・事業の内容	所有 直接93.3%
・議決権等の所有（被所有）割合	当社の販売先および外注加工先
・関連当事者との関係	役員の兼任
・取引の内容	資金の返済
・取引金額	130百万円
・関係会社長期貸付金	400百万円（期末残高）
・取引の内容	利息の受取
・取引金額	9百万円
・未収利息	一百万円（期末残高）
・取引条件及び取引条件の決定方針等	市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
・種類	子会社
・会社等の名称	SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY
・資本金または出資金	2百万サウジアラビアリアル
・事業の内容	陸上用海水淡水化装置の販売とメンテナンスサービス業務および既設陸上用海水淡水化装置のリハビリ（機能回復・延命）工事
・議決権等の所有（被所有）割合	所有 直接100.0%
・関連当事者との関係	当社の販売先
・取引の内容	役員の兼任
・取引金額	当社製品の販売
・売掛金	10百万円
・取引条件及び取引条件の決定方針等	3,344百万円（期末残高）
	価格その他の取引条件は市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。

・取引の内容	資金の貸付
・取引金額	469百万円
・関係会社長期貸付金	1,777百万円（期末残高）
・取引の内容	利息の受取
・取引金額	54百万円
・未収利息	0百万円（期末残高）
・取引条件及び取引条件の決定方針等	市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
・取引の内容	債務保証
・取引金額	335百万円
・取引条件及び取引条件の決定方針等	金融機関からの与信枠に対して保証したものです。なお、保証料は受領しておりません。
・取引の内容	増資の引受
・取引金額	306百万円

収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	6,687円81銭
2. 1株当たり当期純利益	65円49銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社サクラ

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 寺本 悟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 池上 由香
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サクラの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サクラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社サクラ

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 寺本 悟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 池上 由香
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サクラの2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び仰星監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

株式会社サクラ	監査役会
常勤監査役	宮 下 博 之 [Ⓜ]
社外監査役	川 村 真 文 [Ⓜ]
社外監査役	山 田 和 民 [Ⓜ]

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開、将来の研究開発投資、設備投資に備えて内部留保に努めながら、株主各位への配当は、将来にわたって安定配当を目指す方針であります。

上記方針に基づき当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金40円 総額 122,450,440円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 現行定款第18条の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設と削除にともない、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p style="text-align: center;">【削 除】</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第18条（株主総会参考書類等の電子提供措置等）の新設は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改定規定の施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 役員賞与支給の件

当期の業績および過去の役員賞与支給実績等を総合的に勘案して、当期末時点の取締役6名（うち社外取締役2名）および監査役3名に対し、役員賞与総額9,000千円【取締役分7,000千円（うち社外取締役分800千円）、監査役分2,000千円】を支給いたしたいと存じます。また、当社は、取締役会において、10頁から12頁に記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであり、本議案の内容は相当であると考えております。なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにいたしたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市西淀川区竹島四丁目5番30号

株式会社ササクラ テクノプラザ 4階研修室

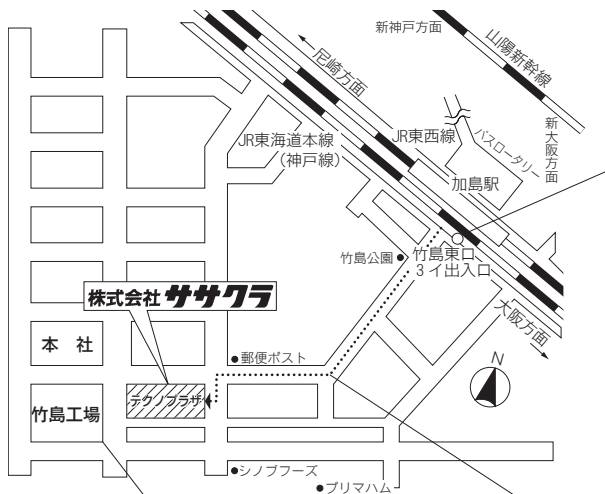
代表電話（06）6473-2131

交通：JR東西線「加島駅」下車、竹島東口3イ出入口から徒歩約5分。

・JR新大阪駅・大阪駅からはJR東海道本線神戸方面行き乗車、「尼崎駅」で乗換え



テクノプラザ入口



JR東西線「加島駅」
(竹島東口3イ出入口)



竹島公園



(矢印方向に曲がってください。)



環境にやさしく……植物油インキを使用しております。